

令和2年3月5日

会員の皆様へ

一般社団法人企業主導型保育連盟

## 月次報告においての【15日以下の出席】に関するご報告

皆様いつも大変お世話になっております。

2月28日の連絡会において議題に上がった、【園児の15日以下の登園実績に関する月次報告の処理】に関して、児童育成協会月次報告担当部署の公式回答を得ましたのでご報告いたします。

### 【現状の事務処理方法】

- ① 各月での平日数の変動（営業日数の多い/少ない）は加味されず『15日以下』を基準に定期・不定期利用の判断をする
- ② 15日以下を大きく下回る場合（日数の定めは不透明）を除き、本年度中の事務処理では備考欄に記載がない場合はそのまま差し戻しなしで承認される（来年度の方向性は決定していない現状のようです）

☆例えば

- 14日の登園実績 ⇒ 月次報告申請ページの備考欄に『当該のお子さまは1日保護者都合でお休みしました』と記載 ⇒ **不定期利用となる**
- 14日の登園実績 ⇒ 月次報告申請ページの備考欄になにも記載しない ⇒ 差し戻しなしで**定期利用となる**

### 【問題点】

- 真面目に細かく報告した事業者が損をする現状ルールとなっている。
- 施設ごとのケースでは、備考欄に記載しなくとも差し戻しされるケースがある。
- 児童育成協会の担当によっては『すべて病欠と記載してくれ』とある種虚偽の記載を提案してくるケースがある。

以上、グレー過ぎる本処理方法に関して問題点はまだまだ存在すると思いますが、児童育成協会の現時点での統一見解は得ましたので、上記の処理規定以外の差し戻し対応などが発生した場合は当連盟として正式に修正対応を求められる状況です。

会員の皆様には上記ご確認の上にか些細な事案が発生した場合でもご連絡・ご相談を頂ければ幸いです。

何卒よろしくお願い申し上げます。